



22消安第6155号

平成22年10月18日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生について

標記のことについて、本日、韓国家畜衛生当局から報告があったことから、別紙のとおり動物検疫所において同国からの家きん肉等の輸入を停止し、我が国への高病原性鳥インフルエンザの侵入防止措置が講じられたところです。

つきましては、貴職におかれましても、適切な飼養衛生管理及び臨床観察の徹底並びに関係者による韓国の家きん飼養農場への訪問の自粛等、本病の侵入防止に万全を期されるよう、改めて、家きんの飼養農場はじめ関係機関・団体等に周知されるよう願います。

22消安第6155号
平成22年10月18日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

韓国から我が国向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止
措置について

本日、韓国家畜衛生当局より、同国において弱毒タイプの鳥インフルエンザ
(H7N7亜型)の発生があった旨、報告があった。本疾病の我が国への侵入
防止に万全を期すため、韓国から日本向けに輸出される家きん、家きん肉等の
取扱いについては、下記のとおりとするので、動物検疫に当たっては的確に対
応されたい。

記

1 輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目
の鳥類並びにその初生ひなに限る。以下同じ。）
- (2) 家きんの肉及び臓器並びにこれらの加工品
- (3) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

2 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛

平成 22 年 10 月 18 日

消費・安全局動物衛生課

韓国における弱毒タイプの鳥インフルエンザの発生について（概要）

1 我が国への連絡：2010 年 10 月 18 日（月）

韓国から我が国 CVO へ連絡

※ OIE には 10 月 17 日（日）に通報したが、現時点で未掲載

連絡を受け、直ちに動物検疫所に韓国からの輸入を停止する旨事務連絡

2 発生概要

（1）ウイルス

弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H7N7 亜型）ウイルス

（2）発生の経緯

10 月 16 日（土）サーベイランスの一環で摘発、死亡は確認されていない（HA、PCR、シーケンスを実施）

（3）発生農場

家きん（鶏、アヒル等）飼養農場 1 戸（3274 羽飼養）

忠清南道（チュンチョンナムド）、礼山郡（イエサンゲン）

（4）防疫措置

- ・ 当該農場の隔離、飼養されていた家きんの殺処分、消毒
- ・ 移動制限

韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

《 2007年11月～2010年10月 》

